誘　導

聴覚障害のある方

▼窓口を見つけられない。

視覚障害のある方

▼誘導用ブロックや誘導床材の行き先がわからない。

▼「何番の窓口へ行ってください」と言われても分からない。

知的障害のある方

▼表示やサインがないと
どこへ行けばよいか分かりにくい。

肢体不自由のある方

▼手動の扉は開けにくい。

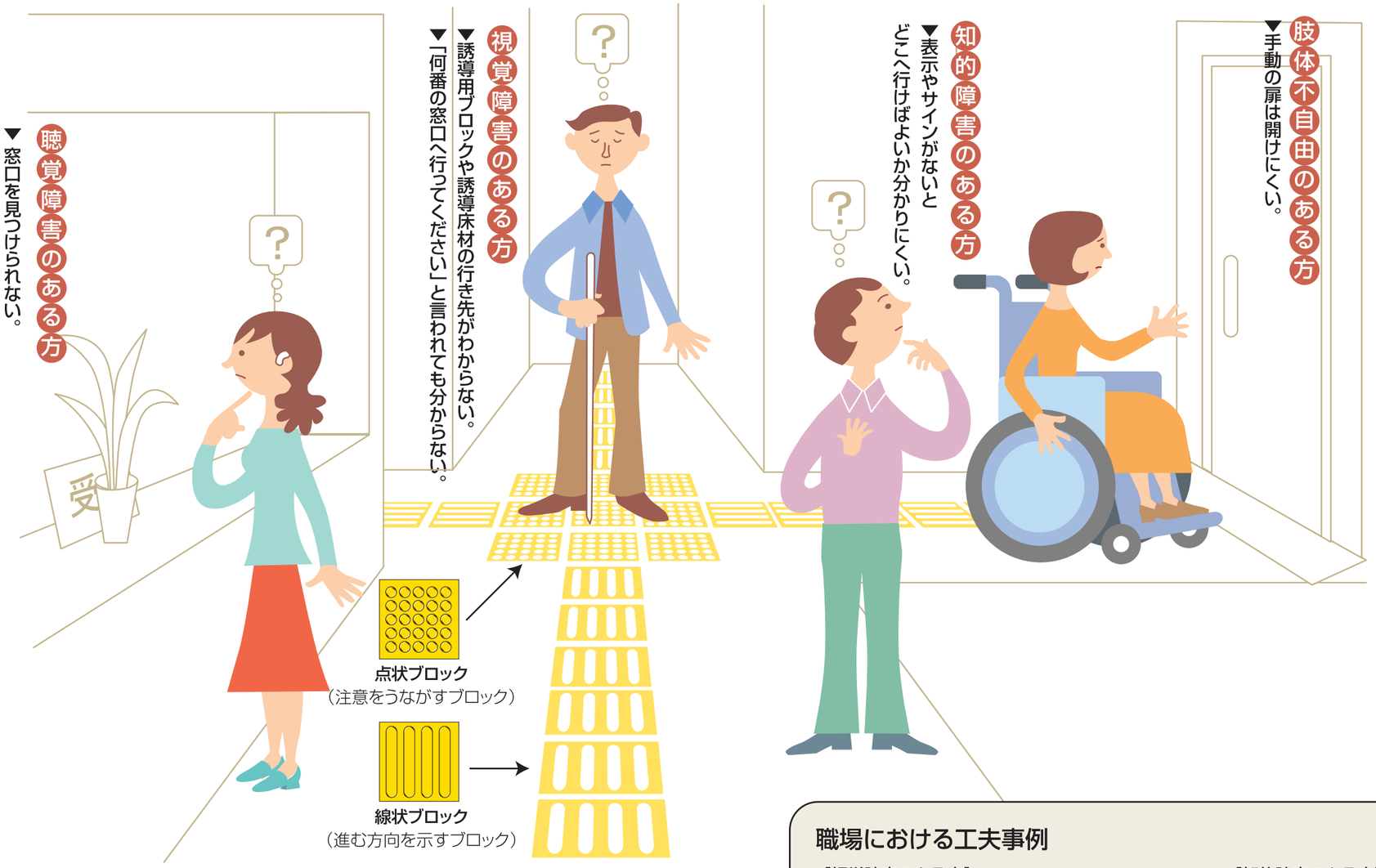

☆共通的な配慮

★車いすでも移動できるよう段差のない十分な移動スペースを確保します。

★誘導が必要かどうか、直接本人にたずねます。

★分かりやすいサイン表示（はっきりしたコントラスト、漢字にふりがな、図やサインの併記等）により、目的の場所を見つけやすくします。

★誘導用ブロック上はもとより、廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにします。誘導用ブロックの上で立ち止まる方も多いので、歩行の邪魔にならないよう他の利用者にも配慮を促します。

★雨天時に濡れた床で滑らないよう、濡れた床面は早めに拭き取ります。

☆障害種別の配慮

★視覚障害のある方の移動を介助する場合は、その方との背の高さの関係で肘（ひじ）肩または手首を軽く握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前では「上りです」「下りです」と声をかけます。

★車いす使用の方にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押したりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行います。

詳しくは参考資料　P25

職場における工夫事例

［視覚障害のある方］

・音声・音響による案内の設置。

・階段や廊下の手すりへの点字シールの貼付。

・立体的な触知図の表示。（写真下）

［知的障害のある方］

・漢字にふりがなをふった表示。（写真下）

中央合同庁舎5号館